

後期高齢者医療制度の概要

区 分	高齢者の医療の確保に関する法律（医療等）	
実 施 主 体	後期高齢者医療広域連合（自治事務）	
被 保 険 者	① 75歳以上 ② 65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にあると認定された人	
住 所 要 件	当該後期高齢者医療広域連合の区域内に居住地を有すること	
一 部 負 担 金	定率1割負担（ただし現役並み所得者は定率3割負担） 【外来自己負担限度額】 現役並み所得者 III（課税所得690万円以上） 252,600円＋（医療費-842,000）×1% II（課税所得380万円以上） 167,400円＋（医療費-558,000）×1% I（課税所得145万円以上） 80,100円＋（医療費-267,000）×1% ※平成30年7月まで、57,600円（課税所得145万円以上） 一般（課税所得145万円以上） 18,000円 ※平成30年7月まで、14,000円（課税所得145万円未満） 住民税非課税（区分II） 8,000円 住民税非課税（区分I） 8,000円 【世帯自己負担限度】 現役並み所得者 外来自己負担限度額と同額 ※平成30年7月まで、80,100円＋（医療費-267,000）×1% 一般（課税所得145万円以上） 57,600円 住民税非課税（区分II） 24,600円 住民税非課税（区分I） 15,000円	
食事・生活療養に係る標準負担額	食事療養標準負担額 現役並み所得者・一般 （ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、1食につき360円） 低所得者I、IIのいずれにも該当しない指定難病患者 低所得者II（90日までの入院） 低所得者II（過去12ヶ月間で90日以上入院） 低所得者I 生活療養標準負担額 現役並み所得者・一般 低所得者II 低所得者I 低所得者I（老齢福祉年金受給者） ※入院時生活療養（I）を算定する保険医療機関か（II）を算定する保険医療機関かで負担額が異なる。 入院時生活療養（I）1食460円、入院時生活療養（II）1食420円	食費 1食460円 1食260円 1食210円 1食160円 1食100円 食費 居住費 1食460円(※) 1日370円 1食210円 1日370円 1食130円 1日370円 1食100円 1日0円

高 額 医 療 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の外来の一部負担金等合算額が、外来自己負担限度額を超えた場合に請求により高額療養費として後から支給される。(個人単位) ・ 被保険者の一部負担金等世帯合算額が世帯の限度額を超えた場合に、超えた分が高額療養費として後から支給される。 ・ 入院により自己負担限度額を超えた分及び外来で同一月、同一医療機関等において自己負担限度額を超えた分は現物給付される。 					
負 担 割 合	高齢者の 保険料	現役世代の支援 (後期高齢者支援金)	公費 (約 5 割)			
	約 1 割	約 4 割	国(調整交付金)	国	県	市町村
制度開始時期	平成 2 0 年 4 月 1 日					

後期高齢者医療制度の沿革

平成 20 年度～																																	
主要事項	<p>○高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75 歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度を平成 20 年 4 月から施行。(高齢者の医療の確保に関する法律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者は都道府県単位の広域連合 ・都道府県単位で均一の保険料率設定 ・保険料の徴収は原則として特別徴収(年金天引き)(H20.7.25 の施行令改正により、一定の条件を満たし市町村が認めた場合、口座振替による納付が可能) ・費用負担の仕組み・・・高齢者の保険料 1 割、若年世代の支援金 4 割、公費 5 割(国 4 : 都道府県 1 : 市町村 1) 																																
一部負担金等	<p>○一部負担金：定率 1 割負担(現役並み所得者は 3 割負担) 現役並み所得者：本人と同一世帯の被保険者の課税所得 145 万円以上 (収入の額が 520 万円(単身世帯で 383 万円)未満の基準収入額適用申請があれば一般)</p> <p>○高額医療費支給制度 以下の額を超える分を高額医療費として支給</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">自己負担限度額 (すべての自己負担額を世帯で合算)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">外来(個人ごと)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">18,000 円 平成 30 年 7 月まで 14,000 円</td> <td style="text-align: center;">57,600 円 ※多数回該当の場合は、44,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市町村民 税非課税</td> <td style="text-align: center;">区分Ⅱ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">8,000 円</td> <td style="text-align: center;">24,600 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分Ⅰ</td> <td style="text-align: center;">15,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="4" style="text-align: center;">現役並み所得者</td> <td style="text-align: center;">平成 30 年 7 月まで 57,600 円</td> <td style="text-align: center;">平成 30 年 7 月まで 80,100 円 + (医療費-267,000) × 1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 30 年 8 月から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Ⅲ(課税所得 690 万円以上)</td> <td style="text-align: center;">252,600 円 + (医療費-842,000) × 1% ※多数回該当の場合は、140,100 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Ⅱ(課税所得 380 万円以上)</td> <td style="text-align: center;">167,400 円 + (医療費-558,000) × 1% ※多数回該当の場合は、93,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">Ⅰ(課税所得 145 万円以上)</td> <td style="text-align: center;">80,100 円 + (医療費-267,000) × 1% ※多数回該当の場合は、44,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			自己負担限度額 (すべての自己負担額を世帯で合算)				外来(個人ごと)		一般		18,000 円 平成 30 年 7 月まで 14,000 円	57,600 円 ※多数回該当の場合は、44,000 円	市町村民 税非課税	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円	区分Ⅰ	15,000 円	現役並み所得者		平成 30 年 7 月まで 57,600 円	平成 30 年 7 月まで 80,100 円 + (医療費-267,000) × 1%	平成 30 年 8 月から		Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	252,600 円 + (医療費-842,000) × 1% ※多数回該当の場合は、140,100 円	Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	167,400 円 + (医療費-558,000) × 1% ※多数回該当の場合は、93,000 円			Ⅰ(課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + (医療費-267,000) × 1% ※多数回該当の場合は、44,000 円
		自己負担限度額 (すべての自己負担額を世帯で合算)																															
		外来(個人ごと)																															
一般		18,000 円 平成 30 年 7 月まで 14,000 円	57,600 円 ※多数回該当の場合は、44,000 円																														
市町村民 税非課税	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円																														
	区分Ⅰ		15,000 円																														
現役並み所得者		平成 30 年 7 月まで 57,600 円	平成 30 年 7 月まで 80,100 円 + (医療費-267,000) × 1%																														
		平成 30 年 8 月から																															
		Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	252,600 円 + (医療費-842,000) × 1% ※多数回該当の場合は、140,100 円																														
		Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	167,400 円 + (医療費-558,000) × 1% ※多数回該当の場合は、93,000 円																														
		Ⅰ(課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + (医療費-267,000) × 1% ※多数回該当の場合は、44,000 円																														
保険料軽減等	<p>平成 20 年度における保険料軽減(特別対策を含む)</p> <p>○均等割の軽減(平成 20 年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等</th> <th style="text-align: center;">軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">均等割</td> <td style="text-align: center;">33 万円以下</td> <td style="text-align: center;">8.5 割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">均等割</td> <td style="text-align: center;">33 万円 + 24.5 万円 × 世帯主を除く被保険者数</td> <td style="text-align: center;">5 割</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">均等割</td> <td style="text-align: center;">33 万円 + 35 万円 × 被保険者の数</td> <td style="text-align: center;">2 割</td> </tr> </tbody> </table> <p>○所得割の軽減・・・負担する者のうち基礎控除後の総所得金額が 58 万円以下の方は 5 割軽減</p> <p>○被用者保険の被扶養者であった方にかかる軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 4 月から 9 月まで無料、平成 20 年 10 月から均等割を 9 割軽減 ・所得割は課さない 		同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合	均等割	33 万円以下	8.5 割	均等割	33 万円 + 24.5 万円 × 世帯主を除く被保険者数	5 割	均等割	33 万円 + 35 万円 × 被保険者の数	2 割																				
	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合																															
均等割	33 万円以下	8.5 割																															
均等割	33 万円 + 24.5 万円 × 世帯主を除く被保険者数	5 割																															
均等割	33 万円 + 35 万円 × 被保険者の数	2 割																															

平成21年度～（変更点のみ）

平成21年度以降における保険料軽減は、平成20年度の対策に加え、均等割9割軽減を追加。
 ○均等割の軽減（平成30年度）

	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合
均等割	33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下 （その他の各種所得なし）	9割
	33万円以下	8.5割
	33万円+28万円×世帯主を除く被保険者数	5割
	33万円+50万円×被保険者の数	2割

2年間とされていた被用者保険の被扶養者であった方にかかる軽減を当面継続（平成22年度～）

○均等割の軽減（令和元年度）

	同一世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等	軽減割合
均等割	33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が80万円以下 （その他の各種所得なし）	9割 ※1
	33万円以下	8.5割 ※2
	33万円+28万円×世帯主を除く被保険者数	5割
	33万円+51万円×被保険者の数	2割

※1 令和元年10月から7割軽減（本則に戻す）

※2 令和元年10月から7割軽減（本則に戻す）。ただし、8.5割との差を特例的に補填。

保
險
料
軽
減
等